

## 第 70 回神奈川県公園等審査会議事録

(冒頭、委員総数 10 名のうち 9 名の出席を確認し、定足数を満たすことから審査会は有効に成立している旨を事務局から発言、また本審査会の会長に浦田委員が選任された。)

(委員)

それでは、ただいまから、第 70 回神奈川県公園等審査会を開会いたします。まず、事務局から、本日の傍聴状況と審査会の公開・非公開の扱いについて、報告をお願いします。

(事務局)

まず傍聴状況についてですが、現時点で傍聴の申し出はございません。次に、本日の審査会での案件につきましては、神奈川県情報公開条例に規定する非公開事由には、該当していませんので、公開で行うこととさせていただくことになります。

(委員)

今お話がありましたとおり公開扱いということですが、最終的に議事録を公開することになりますので、よろしくお願いします。

(委員)

それでは、議事に入ります。本日は、お手元の次第にございますように、審議事項が 1 件、報告事項が 3 件となっております。まずは、審議事項の、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の見直しについて、事務局から説明願います。

(事務局から資料 1 - 1、資料 1 - 2 及び資料 1 - 3 に基づいて説明)

(委員)

今、説明がありましたけれども、何かご質問はありますか。

(委員)

資料 1 - 2 の 4 枚目の便所に関して、多機能便所または便房というところですが、まず便所と便房の違いが良くわからなかったのと、設置数が 1 以上となっていて、便所と便房両方それぞれあるのですが、便房にだけしかない項目というのが、手すり等の設置、それから水洗器具というのがあり、それは便所の方にはないですが、そうすると例えば手すりのない形の便所では 1 つ以上あればそれでも満たしているということですか。

(事務局)

はい。便所と便房が1つ以上あればよいというのは、どちらか一つあれば良いという形になります。

(委員)

そうすると、便所の方を設置してあれば、それは手すりとか、高齢者、障がい者の利用に適した構造を有する水洗器具は特に要項としてないですが、そういうものが無い形でかまわないということですか。

(事務局)

この基準の中では最低限のものしか入っておりませんので、この基準上では確かにそのような形になるのですが、実際には、現場のニーズに合わせて対応しているというのが実情でございます。

(委員)

でも最低基準として、1つはやはり手すりがある形のものが必要な気がしますが、そのへんはいかがでしょうか。こういう形で決まっているという背景があれば教えてください。

(事務局)

法律を制定した平成25年にもいろいろこういう場の会議等で議論して省令等は定められており、その様々な議論の中で最低限な基準を作ったと認識しており、手すりの必要性は個人的には感じておりますが、ルールには載せていないものになっているのかなと感じております。

(委員)

神奈川県で、他でも国よりもさらに水準を上げた形で決めているというところがあると先ほど説明がありましたが、ここについても例えば全部手すりが必要というような形に上げると、現在の神奈川県の公園全部にそれを適用するのは難しいということですか。

(事務局)

ルール上、載せてしまうと、すべてが出来るかという難しい問題となってしまうのですが、なるべく現場で手すりのニーズがあるところには付けていくよう対応していきたいと考えております。

(委員)

多機能便所又は便房というのが4ページにあり、そこで便所と便房が2つそれぞれ基準が載っていて、設置数がどちらか一つあれば良いと。そうすると便所の方がある形ですと、手すりのある形ではないということになるのでは。手すりが無くてもよいということですか。

(委員)

この表の見方は、便所全般はまず便所全体にかかっているということではないですか。

(事務局)

まことにすみません、失礼しました。委員おっしゃる通り、便所は全体にかかるところで、便房はどちらかという高齢者に特化したトイレという形で、そちらの方に該当しますので、先ほどの発言は訂正させていただきまして、全体的に便所か便房必ず手すりは付けることになっております。

(委員)

それはどこから読めるのですか。

(事務局)

4ページの構造の所で、4ページの一番上で手すりの設置というのが書いてあります。

(委員)

これは男子用小便器が手すりを設置です。便所全般という対象があって、その内訳として、床の表面が一つと男子用小便器が一つと多機能便所又は便房の三つに分かれていて、全般にかかるところに手すりの設置というのはいないです。

(委員)

4ページですが、便所というのはお手洗いのスペースで、その中に個室がある構造のもので、便房はいわゆる個室のことを言っているのもので、水洗器や手すりが必要ですよという。ただ構造の欄に便所内の便房とあるのは、トイレの中の個室、便房ですよということで、または便所自体は高齢者等の円滑な利用に適した構造というのはいわゆる車いす用トイレということで、独立して設置している広めのトイレで、便所と便房が合体したものという立て付けなのかなと思っています。上の方に記載の便所はいわゆるトイレのスペースを意味し、個室があって、その他手を洗うところがあってというところなので、そこには特に手すりは無くても良くて、便房という個室に手すりを付けましょうと。

(委員)

そうすると、設置数1以上で、便所又は便房が一つ以上あれば良いというのはおかしいです。

(委員)

そうですね、ここの構造と設置数の関係がややわかりにくいです。

(委員)

便所と便房の区分は、委員がおっしゃったような形でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

個室が便房で、個室が例えば2つ3つあり、こちらに手洗いがある箇所があって、それ全体を便所と言っている。そういうことですか。

(事務局)

一度整理して、折り返し、ここについてはご説明します。

(委員)

確かに、委員が言われるようにわかりづらく、イメージしづらい書きぶりになっていると思います。

(委員)

便房に障がい者用の手洗いが設置されているのはわかります。だけど便所に当然そういうものが無ければいけないと思うのです。例えば男子用を使用した場合に、トイレの中の手洗いで手を洗う。だからそういうところから考えて、ちょっとこの制度をもう一回きちんと教えていただいた方が、こちらとしても誤解がないかなと思います。

(事務局)

時間内でもう一度整理してから、後程説明させていただきます。

(委員)

要は、必要なところにちゃんと手すりが付いているという形になっていけばよいということなので、そう読めればそれで良いと思います。

(委員)

その部分がわかっているならば、さっきご説明頂いた今回の議案については変更の必要がないというのは了解できます。

(委員)

階段の蹴上の関係ですけど、全ての対象について基準を記載するといった話ではないと思いますが、基準等の記載がないと検討される余地があまりなくなってしまうため、基本的には記載の上、やむを得ない場合はこの限りではないというような記載にすればいいだろうなという前提で、例えば傾斜や幅等には数値が入っているが、高さについても数値の記載があってもいいのでは。私もこの案件に該当するタイプの人間なので、コロナ前も階段は苦手だったのですが、コロナになってさらに体力が落ちて、

20 cmの蹴上になると、あがるにも気合を入れて踏ん張らないと上がれないとか、特に降りる方は手すりとか壁がないと怖いという状況にあります。県立公園のパンフレットにある、17 ページにあるいせはら塔の山緑地公園の例えば森の中の道だとか、例えば 21 ページの恩賜箱根公園の階段だとかありますが、恩賜公園の蹴上なら手すりが無くても大丈夫ですが、それでも少し不安だったり、緑地公園の方は怖いなという感じがあります。ただこのような公園に手すりが設置されると雰囲気が変わってくるので、そこは場所に応じてということだとは思っています。例えば、高さや手すり等の設置基準だけでなく、条例で記載すべき項目ではありませんが、階段の上り下りをする際には、杖等が備えられている等といった環境があれば、障がい等のある方が利用しやすい気がします。その辺を検討されてもよいのではないかという気がしました。蹴上の数値をどのように設定するのか、それに依じて手すりの基準をどのように設定していくのかは、10 年前のままでよいのか、それとも高齢化していく社会の中で、今後は検討する余地があるのか、その辺が検討されなくならないような記載にしていた方がいいかなと思います。

(委員)

段の高さはどのくらいが良いのか。何かはっきりしたものがありますか。

(委員)

そこは今後研究課題かもしれません。

(委員)

公園だけではないので、本体の県の条例で検討してもらいたいという感じではありません。

(委員)

今回の見直しですが、これからの時代がどういうふうになりますかと、今総合計画の見直しを進めており、総合計画はいつを目途に見直しているかということ、2040 年なのです。2040 年とはいうと、神奈川県は人口は 923 万何某がピークで、2021 年に下降に移って参りました。それで、2040 年には、ほぼ想定では 884 万人と、こういう人口構成を想定しながら、65 歳以上の皆様は 33.3%、なんと 3 人に一人が 65 以上となりますと公園全体、いろいろな手すり関係も当然あるかと思うなかで、前に地域を車で走っていきまして、公園とは別問題ですが、気が付いたことが、道路に歩道がついています。横断歩道が交差点にあります。横断歩道の幅員は 4 メーターくらいですが、歩道がありますと、歩道と車道の間には縁石があります。縁石が切って、横断歩道がゼブラでずっとある。ここには立体的に見ると、縁石があると。本当は横断歩道のところで縁石を切って、横断歩道に渡るときは歩道と平らになっていくというのが普通の考え方です。ところが、横断歩道の幅員は 4 メーター、ゼブラであるけれど、縁石が本当 2 メーターぐらいしかないところがあります、これに気が付きまして、私が防災警察常任委員会におりました時に、そういうことで指摘をさせて頂きました。それと同時に、電柱が建っている。横断歩道を車椅子で渡っていると、先は 4 メーター広く

なくて、電柱が建ってしまっていたり、信号柱が建ってしまっていたりして、車椅子で渡っていると素直には渡れない。非常に交通ですから危険性があるとそういうお話をさせていただいて、大分是正が図られてきました。今公園のことですが、公園内でこういう、しっかりと条例の見直しとともに、基準を定めていただいています。基準通りにしっかりとできているのかな、或いは、歩道はあるけれども、車椅子で何センチということで、最低 90 cm は確保してくださいとありますけど、例えば、木の枝が出てきたり、街灯が建っていたり最低限の基準が確保されていない場面は 27 公園あると無きにしも非ずです。ですから遵守が大事だなと思います。しっかりとした取り決めをしながら、条例の見直しをして、基準を作っても、これが遵守できているかということ、公園管理者が、少し徹底をしていただくことが必要であると思います。バリアフリーということで、言葉もだいぶ前から久しくなってきましたけれども、本当のバリアフリーは、こういうことも大事ですけれども、心と心のバリアフリーが一番大切なのかなと。健常者も気がついたらそういうことを報告してあげるとかそういうことが大事じゃないかなと思います。

(委員)

障がい者といっても、知的障がいから身体障がいなど幅が広いと思いますが、この中でバリアフリーということで、手すりを取り付けるなどいろいろな条例が定められていると思いますが、点字ブロック、目の見えない人に対してはどのようにお考えですか。

(事務局)

例えば、資料 1 - 2 の 2 ページ中段に、視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備という形で、いわゆる点字ブロックを必要な個所に付けると基準ではあります。

(委員)

いろんなところに点字があります。私も講演会で目の見えない方の声を聞きましたら、まだまだ社会には自分たちには不便なのがいっぱいあるというお話がありました。そういうところで不便を感じない、そういう方にも、公園に行っていただいで楽しんでいただくということ、点字もいろいろなところにもありますが、少しでも多く付けていただけたらと思いました。

(委員)

利用者の声というお話がありましたので、公園の利用者の方の声で、設置基準自体を考えた方がよいような内容の、それに関わるような苦言というか、これが不便だったというお声というのは特に上がってきてはいないですか。

(事務局)

よりもっとこうして欲しいとか、そういう話があります。例えばトイレにベッドを付けてほしいとか、そういうお話については、対応可能な所から対応しているのが実情です。

(委員)

この条例の基準に満たない状態の場所は、現状あるのかないのかお聞きしたい。

(事務局)

本条例の基準については、公園を新設、増設又は改築する時に適合することとなっております。やはり 27 公園、歴史も 50 年以上あるところもあるので、現時点において、全ての公園で基準を満たしているわけではありませんが、これから新設、増設又は改築を行っていく際には、必ずこの基準に適合するようになっていきます。

(委員)

かなり老朽化している公園の話も多々出てきていると思いますので、そういった調査もしっかりと行っていただきたい。

(委員)

バリアフリー法に基づく条例は、各施設、道路とか駐車場とか全部ほぼ同じ時期に条例を作っていると思いますが、他も同じようにしていますか。

(事務局)

例えば道路も同じような基準を持っていますが、そちらの方の改正もしていない状況です。

(委員)

他も一斉に、とりあえず今回の見直しは行わないという感じですか。

(事務局)

そうです。見直しをするという話は聞いておりません。

(委員)

それでは、先ほどのトイレの件は確認してください。

(事務局)

この後、3 件報告事項がありますので、その間に調べさせていただいて、終わった後に説明させていただければと思います。

(委員)

それでは、続きまして、報告事項の「個別公園の整備・管理計画について」、事務局から報告願います。

(事務局から資料 2 - 1、資料 2 - 2、資料 2 - 3、資料 2 - 4 及び資料 2 - 5 に基づいて説明)

(委員)

それでは、今説明がありましたが、何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

(委員)

残りの公園の策定スケジュールはありますか。

(事務局)

今は5公園の計画が出来ております。残りは今年度を目途に今作業を進めております。

(委員)

意見聴取ですが、指定管理者や連絡協議会などは簡単にできると思うのですが、利用者や地元住民の方とはどのようにされているのか。事例で出ている茅ヶ崎里山公園を拝見すると、回答の方の年齢層がすごい高齢者に偏っている。これはこの公園の特性なのか、他の公園でどうなのかかわからないですが、その方法をお伺いしたいと思います。

(事務局)

地元住民等については、地元自治会長に、公園の意見募集をパークセンターで行いますとお知らせしまして、自治会の回覧に意見募集用紙を付けたりと、公園で意見募集していますので、遊びに来た際にはぜひともご意見をくださいといったことを回覧で周知する形で、意見募集は行っております。茅ヶ崎里山公園のアンケート結果にご年配が多い理由は、樹林地中心の里山タイプの公園ですので、散策でご年配の方が来られるといこともあるのかと考えております。

(委員)

少し幅広に意見を聴取ということで、もう少し若い方の意見を集める方法がないのですか。

(委員)

今、若い方のお話が出ましたが、子ども会としましては、家族とか友達とかに、こういうところに行って、こういう楽しみ方があるよと紹介できるようなものも欲しいと思います。子供の遊具とかもいいですし、観察など学校で行くのもいいですし、そういったいろいろなことが楽しめるような公園だと、利用者が増えていくのかなと思いました。前もお話ししたように、公園の近くに食べる場所や物産とか、帰りに野菜でも買っていこうとか、高いレストランはいらなくて、近くでうどん、そば、ラーメンぐらいが食べられるような所もあると利用価値があると思っているので、ご検討よろしくお願いたします。

(委員)



ゴミの持ち帰り、ゼロエミッションは、とても良い取組みだと思いますが、公園の特性上のイベントなどで、ゴミが出やすい環境というのがどうしても出てしまう可能性があると思っております。例えば三ツ池公園は桜の名所として非常に有名ですが、イベントではなくて花見のシーズンになると、花見をして飲み食いしたゴミが山になっているという時があるので、イベントなどを強化している中で、ゴミへの対策に少し力を入れた方が良いのではと感じています。このゴミの持ち帰りというのは非常に良いことなのですが、最低限のゴミ箱の設置というのは、一時期いろいろな問題でゴミ箱が撤去された事情もあると思っておりますが、最低限管理室とか、人がいるような場所にはあった方が良いのではと思っております。イベントのゴミの問題というのはどういった形で管理していく方針なのか伺いたい。指定管理者に任せてしまう感じだと思うのですが。

(事務局)

イベントの関係ですと、主催者がどうしても指定管理者、地元の関連も含めた共催がありますが、そちらが実体的には動いているところであります。公園ごとに、またイベントごとにゴミの量等、条件が異なってきますので、公園ごとの特性に合わせて対応しているというのが実態でございます。

(事務局)

公園の活用というのは、イベントに多くの方に来ていただく機会が多く、それも一つの公園の使い方だと思っておりますが、その時によく問題となるのが、ゴミとたばこです。喫煙が問題となることが多く、特に喫煙場所というのは、しっかりとマナーを守っていただければいけないところでありますので、許可を出す時に、イベントの実行委員会の方にゴミの収集場所や喫煙場所をしっかりと明示して、イベントでのマナーを守るという意味でも、しっかりと場所を明示して、その場所以外では捨てないでください、吸わないでくださいというアナウンスをしっかりとやっていただくことで、イベント自体も気持ちよいものにしていただく。主催者側にそういったお願いをして、皆さんに気持ちよく公園を使っていただくということをやっているところです。

(委員)

計画の最後にある、今後 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設について、表下にアスタリスクで、優先順位も今後、総合的に判断しますと書いてあります。いろいろと老朽化しているので更新になると思いますが、中にはもう造らない、もうやめてしまおうかということも、もしかしたらあるのかと思いますが、こういった議論を含めて総合的に判断するという理解でよいのか。それとも今あるものを更新することが前提なのか。予算も限られると思えますし、設置自体を見直すところから議論して、ニーズに応じた縮小もあるとは思いますが、そういった検討も含めてという理解でよろしいですか。

(事務局)

現時点では、施設をなくすという観点でのものは書かれてはいませんが、例えば、

単なる老朽化に伴う施設の更新ではなくて、時代に合わせて、誰もが一緒に遊べる遊具に更新していこうということをきちんと書いております。そういう形で、公園の特性に合わせて、時代背景をふまえたリニューアルということは記載させてもらっております。

(委員)

相模三川公園の、防災の項目で、例えば11ページに台風の時など浸水による被害を最小限にする管理運営と書いてあり、この公園のハザードマップを見たら、まさにかなりリスクのあるところだと思います。そこで少し気になったところは、周辺の住民に被害を出さないで、こちらで使えるといった形かと思っていたら、公園の中の被害を減らすという考え方でしたので、そういった考え方で大丈夫なのかと少し気になりました。

(事務局)

この場所は、浸水の想定域であり、広域避難場所にはなっていないです。河川区域ですと、例えば大型構造物を造ってしまうと、それが河川阻害を生じてしまって、河川を閉塞してしまう恐れがあるので、例えば施設を造るにしても、高さの低いものを造るとか、あるいは、野球ポール等の高いものは、台風が来際には、可倒式、倒れるものがあるのですが、倒して災害を未然に防ぐとか、どちらかというところという観点での話になります。

(委員)

ただ言葉の使い方のような気がしていて、周辺のために公園が役立つ形にしておいたほうが、今後はすごく良いような気がして、公園の中の浸水リスクを減らすことを考えていくよりは、どちらかというところ、そういった視点があってもいいのかなと思います。茅ヶ崎里山公園の防災の項目を見たのですが、地震の時は、避難所ですのでどの公園も大丈夫だと思っています。地震と風水害は分けて書くというのが大前提だと思います。15ページの(2)風水害で、利用する方をうまく避難させるといった考え方に基づくマニュアル作成をしましょうという考え方と、公園の中での風水害の影響を軽減しましょうという考え方と二つ入っているということでしょうか。

(事務局)

そうです。指定管理者が詳細なマニュアルを、公園ごとに作成しております。相模三川公園ですと、台風とかで浸水しそうな時に避難してもらうためのマニュアルと、公園の施設の被害を最小限に抑えるためのマニュアルを作成しております。

(委員)

相模三川公園は、今作っている最中なので、ご意見いただければ反映できます。

(委員)

先ほどから防災の地震とか風水害とかということで、この公園に避難できる体制と

というのは、地域で話し合っているのですか。地域と一緒にあって、もしもの時は公園に行ってこのような対応をする、地域の人たちもそこに行っているから来てくださいというようなものは出来ているのですか。今町内会で防災に対していろいろあり、対応しているのですが、そういう皆さんが安心できるような場所があると、地域の方は非常にありがたいと思っていますが、そういった公園と地域との話し合いはまだ出来ていないのですか。

(事務局)

実際、広域避難場所に指定されている公園は、市が基本的には指定するような形ですので、少なからず市と調整してまず場所を決めています。その際にも年に1回程度は地域と避難訓練を行っておりますので、そういう意味では地域との連携は少なからず進んでいると認識しております。

(委員)

他になれば、個別公園の整備・管理計画については終了させていただきます。あとは残りのものも順次策定していただくということで進めたいと思います。

次は、相模原公園におけるインクルーシブな広場の整備について、事務局から報告願います。

(事務局から資料3-1、資料3-2及び資料3-3に基づいて説明)

(委員)

それでは、今のご説明で、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

これは令和6年に事業を行うというスケジュールで進んでいるのでしょうか。

(事務局)

その通りでございます。今のところ、今年度中にワーキングで計画づくりをしまして、令和6年度から工事を行う予定です。

(委員)

こういう進め方は非常に結構なやり方だと拝見しました。特に体験会とか、実際触ってご意見をいただけるのは非常に有意義かなと思います。他の公園でも、今後インクルーシブな遊具の導入などの時には、同じような手法をとる予定はありますか。

(事務局)

そこまでの形で造るかどうかは未定ですが、インクルーシブ遊具、広場を造るような時は、行政だけで勝手に造るのではなく、アンケート調査を行い確認しながら造っていこうと思います。

(委員)

是非、大人だけの意見ではなく、実際の利用する人の声も入れていただきたいと思います。

(委員)

非常に良い取組みだと思いますが、参加者が欠けているところがあります。インクルーシブという言葉を使うのであれば、地域の小学生たちも一緒にこの中に入れるべきではないですか。ここでは特別支援学校の生徒さん、福祉施設の方々、福祉障がい当事者の団体、保護者の団体が入っています。だけど地域の小学校の中にも支援学級があり、インクルーシブという言葉のとおり、障がいのない方々も一緒に考えてもらった方が良くと思います。

(事務局)

実際、11月に行った体験会では、支援学校だけでなく、周辺の小学校、幼稚園、保育園を案内いたしまして、委員仰る通り、それらの人と支援学校の生徒さん達が来たりして、アンケートをいただいて集計しております。今後、計画がある程度固まった段階で、周辺の利用者等、健常者の意見も反映させていただきながら造っていかうと考えております。

(委員)

この広場の面積はどのくらいですか。

(事務局)

まだ、ワーキングの中で議論している最中ですが、私共としては3,000㎡くらいを考えております。

(委員)

クラウドファンディングでということですが、予算的にはどのような感じですか。

(事務局)

予算が確定して、これから議会にお諮りしていくところですけど、神奈川県では、公園施設の整備にクラウドファンディングを活用した実績が無いものですから、あまり大きな額を設定してしまうと、目標額に到達しないということもできる可能性がありますので、まず大きな金額ではない額を設定して、また、お金も大事ですけれども、こういった取組みを神奈川県としてやっていくというのを、クラウドファンディングというツールを使って、広く発信をして、多くの方々に知っていただく。そこで共感していただいた方々に、寄付として、この取組みを支援していただくことを目的としていますので、全体の施設整備の額からすると微々たる額となりますが、金額は、今後、徐々に大きくしていきたいと考えております。

(委員)

試行的な部分もありながらということだと思います。インクルーシブということで、平成28年に相模原で大きな事件が起きてしまい、これでインクルーシブという言葉も、ともに生きるということで、それぞれの方々が意識を持ちながらということかなと思っています。そういう中で今クラウドファンディングを試行的にやってみようということで、なるべく多くの県民の皆様方に、インクルーシブも県立高校18校でできまます。ですから少し一般県民の皆様方もしっかりこうしたところに注目していただけるような形ということで、まず良い方法を取り入れていただいて、最初から予算を置いてというとなかなか難しいと思います。むしろ県民の皆様方にそういった対応、あるいは一人一人の行動を理解いただける活動をということかなと思います。

(委員)

他によろしいでしょうか。それでは、ともいき広場の話はこれで終わりにします。次は、県立秦野戸川公園の未整備区域の取組み状況について事務局から報告願います。

(事務局から資料4-1及び資料4-2に基づいて説明)

(委員)

それでは、今説明がありましたが、説明が少しわかりづらいとかありましたら、ご質問等していただければと思います。

(委員)

既存区域との一体性は今後の検討ということですが、先ほど未整備区域と既存区域との間に矢坪沢があって、直接的には往来が出来ないとありましたが、ここを跨ぐ橋などの構造物を造る以外の一体的な方法の可能性はありますか。

(事務局)

写真で見ていただくように、高低差が30mある沢で、計画当初はここに橋を架ける話だったのですが、かなり維持管理費も整備費もかかり、現実的ではないということで、今としては資料4-1にあるような黄色の市道を使ってぐるっと迂回するような形です。

(委員)

黄色線が迂回路としてあるのですか。

(事務局)

はい。今後、保安林なので出来るかわかりませんが、アスレチックのような形で下の沢を上ったり下りたりできないか検討していこうと思っております。

(委員)

風の吊り橋のような大きな橋を造ると費用が掛かって、県の予算だと大変だと思っ

たところでは。

(事務局)

造ってしまうことは簡単ですが、どのような土地利用を実現していくのかまだ確定していない中で、まずは未整備区域でどのようなことが出来るかというのをしっかり見極めたいうえで、民間の力も上手く借りながら、どういったことがベターなのか考えていきたいと思えます。

(委員)

花壇があり、川でいろいろな遊びができて、楽しい公園と試してみたい。アウトドア的な公園になるのかと思っていますが、いろいろな団体がレクリエーションを出来るような広場があると良いと思えますがどうですか。

(事務局)

今は起伏があるところですが、造成をして、暫定的な広場的な整備をして、どのような使い方が一番好ましいのかというところを、実際に調査をしながら最終形の整備をしていきたいと思っておりまして、その時に広場が良いというご意見があり、民間等のご協力をいただければ可能性はあります。

(委員)

進め方に関して、いろいろ提示されていますが、進め方についてご意見があれば、県の方で検討するにあたり参考になるのではと思えます。

(委員)

民間活力というのは、具体的には例えばP-PFIとかでしょうか。

(事務局)

それも視野に入れて、ただ画にあるような整備をして、実際サウンディングを行い、臨時的にイベントを行ってみて、どういうものができるかです。P-PFIになるのか、指定管理者制度を活用した公民連携になるのかというのは、次の話だと考えております。

(委員)

そうなった時に、民間事業者が展開できる基盤と書いてありますが、基盤をどこまでやるのかと思えます。例えばイメージとはいいつつ、かなり書き込んでいる感じがあり、場所なども設定されていて、私が民間事業者だったらもう少し施設はこっちの方に持ってきてこうしたら面白いなという思いもありつつ、少なくとも園路系はさておき、建物や施設のエリア系はもう少し柔軟性を持ったことがあっても良いと思えます。下手すると、これをベースに赤いところに何を建てようみたいな発想になってしまうと、非常にもったいない。そういった意味では、ここの画の書き方や、こういう雰囲気にしてほしいというのをどう伝えるか、その辺、中身も含めて、グランピ

ングというのも結構もう使い古し感が出てきている気もする中で、グランピングプラスアルファ、単なるグランピングではない何かを、どう提案してもらうかのような表現の仕方を工夫されても良いのかなと思います。

(事務局)

検討して、今度の審査会に向けて参考にさせていただきます。

(委員)

丹沢のSAスマートインターICが開設されて整備計画を考え始めたところだと思います。県外からのお客さんを見込めるとしての話だと感じてはいますが、その辺はどのようにお考えですか。

(事務局)

今までの利用者だけではなく、より広域的な利用も見込めると思います。

(委員)

既存のあるものと、コンセプトづくりの中で、それに沿ったような形のものでということだと思いますが、宿泊施設はこの付近にありますか。

(事務局)

園内にスポーツ局が所管している山岳スポーツセンターという施設があります。他には2、3山小屋的なものがあります。

(委員)

コンドミニアム的なものですか。

(事務局)

そこまで立派なものではないです。

(委員)

少し遠いところから来ると、日帰りだと子供連れには大変かなと思ったもので。せっかくバーベキューとか、その他の施設を一周して遊びながら一日を通して体験できるような施設というのは、きちんと整理しないと難しいと思いますので、そういうのが無ければ、あった方が良いのかなと。県外の方が来やすい環境というのも視野に入れると良いのかなと思います。

(事務局)

委員が仰るとおり、これから公民連携を入れて、民間活力を活用して整備していくとなると、県内だけでなく、より広範囲からお客様に来ていただけるように、この場所が新東名から数百メートルという近い距離にありますので、こういった利便性を最大限活用して、収益を高められるようなものも考えていく必要があると考えております。

すので、今後、そういった点も踏まえイメージを固めていきたいと思っております。

(委員)

スマートインターは上下線ともに入出りができるタイプですか。

(事務局)

上下線で入出りができるタイプです。

(事務局)

規模の大きなサービスエリアとなっており、集客力のある施設となっております。

(委員)

サービスエリアも有るということですか。

(事務局)

今現在は無いです。

(委員)

そこで飲食出来るとか、拠点が出来てしまうと、重複してしまうのでは。

(事務局)

サービスエリアでは飲食などのサービスを提供することになると思いますので、そのことの重複がないように、NEXCO中日本さんといろいろお話をさせて頂きながら、双方でより魅力的な場所にできるよう、ご相談させていただきながら、決めていきたいと考えております。

(委員)

一昨年の12月から去年の2月まで1回ヒアリングをしていて、また6月にもヒアリングしているのは、2回ヒアリングをしているのでしょうか。最初に参加した事業者から、間をあけてさらに聞いているということですか。

(事務局)

一番最初は15分野26社からヒアリングして、その中から積極的な話があった事業者から2回目のヒアリングを行っております。

(事務局)

1回目のヒアリングでは、26社に対してどんなことが出来ますかという聞き方をし、2回目は、それはどうすれば出来ますかという聞き方で、言われている内容の深堀を行い、手段を含めてどういうやり方であれば、出来るようになるかといった、少し聞く観点を变えて、ヒアリングを行ったということです。



(委員)

民間へのヒアリングで、15分野で公園管理運営者や不動産事業者等と書いてありますが、その他ソフト関連事業者など、どの様な分野に聞かれたか、もし分かれば代表的な分野を教えてくださいませんか。

(事務局)

例えば公園の指定管理者、不動産事業者、交通事業者、一般のコンサルタント事業者、観光業、宿泊業等に聞いております。

(委員)

飲食系はありますか。

(事務局)

飲食業にも聞いております。

(委員)

イベント系はありますか。

(事務局)

ダイレクトにイベント系というところには聞いておりませんが、管理を行っている事業者には聞いております。

(委員)

今あるものを見ますと、夏場メインみたいなイメージで、事業者からの目線では、1年を通して安定的に収益が得られないというイメージがついてしまうと思いますが、その辺は事業者との話し合いの中で出たりはしなかったですか。夏場はバーベキューがあって、川遊びや水遊びも、花も見られる、クライミングなど外の活動もできると思うのですが、それ以外の活用というか1年を通した時に、すごく弱いと事業者からはみられると思うのです。その辺は意見としてあがってこなかったのかと疑問に思ったところです。

(事務局)

事業者からは、他の公園もそうなのですが、冬場とか、夏は最近暑いので利用が落ちるということで、もし民間事業をやるのであれば、安定的に収益が得られるような環境がないと難しいとの意見をいただいています。ただこの場合は、新東名のスマートインターが近いということもあるので、冬場とかの閑散期の需要をどういうサービスやメニューで喚起していくか、そこが事業の成立性といった部分では課題の1つと認識しております。

(委員)

今の話にからんで、観音崎公園でもP-PFIでやって、秋の平日の夕暮れ時に寄

った時には閑散としていて、施設自体も閉鎖している状況でした。ということは同じ宿泊なり簡易宿泊なり、バーベキューがあつたりしても、何かプラスアルファのことを考えながら、ターゲットをどうするかというところを考えないと、年間を通した収益性というのはたぶん見込めないだろう。その辺の方向性やイメージは県で出してあげないと、いわゆる今までのグランピングをポンと置いてというような形になってしまうような気がしますので、そこは頑張っって工夫されたらいいのかなという気がしました。

(事務局)

公園で一番課題になるのが、閑散期をどうしていくのかがあります。この公園は、夏場は水辺であつたり、キャンプであつたり、土日は家族連れで賑わっていますが、それ以外の閑散期の利用をどう高めていくというのがあります。暫定整備をして、この広場でどういった利用であれば、平日でも人を呼び込むことが出来るのか、先ほど説明した通り、丹沢の登山口でもありますので、登山という切り口ですと、年間通じてコンスタントに人が来ていますので、そういった人をいかに取り込めるようにするのかなど、これからイベントなどをやりながら、見通しをたて、どういったものを持ってくれば、人が来て収益性も高まってくるのかというのを考え、ここに導入すべき用途というのを決めていきたいと考えております。

(委員)

今言ったような観光とかレクリエーション、プラス日常利用の中で必要な場所としていくか。私の恩師がよく言っていたのは、ランドスケープイニシアティブということで、要するに美しい風景が新しいライフスタイルとか時間を生み出していくということが提案できるかどうかというところだと思うので、その辺の工夫をしていただけたら面白くなっていくなという気がしました。

(委員)

たたら浜と非常に似ていると思ったのですが、今懸念のとおり、季節季節の中で十分に満足していただけるようなお客さんが来られるかという、それが無いというのが現状かなと思います。ここに施設的なことは可能なのですか。

(事務局)

そういったものも、考えていこうと思っています。

(委員)

施設的なものと同時に、インターが有るということですから、このインターをいかに利用して、施設整備の元で、四季折々の中で、あまり寒暖の差がなく利用できるような形を考えることが必要かなと思います。

(事務局)

ここがたたら浜と決定的に違うのは、利便性の良さです。たたら浜はロケーション

は素晴らしいですけど、三浦半島にあって、なかなか足を延ばしにくいところですが、ここは新東名が、すぐそこにありますので、そこに魅力があれば、ちょっと寄ってみようかなということになりますので、そういったアクセス性の良さを活かして、どういったことが出来るのかというのは考えていきたいと思っております。

(委員)

他にありますでしょうか。無いようでしたら、また引き続き進めていただき、節目節目で議論させていただきたいと思います。

(事務局)

委員長、先ほどの件の補足をさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

はい、どうぞ。

(事務局)

先ほど審議事項1で便所と便房のお話がありましたので、あらためて一から説明させていただきます。資料1-2の4ページをご覧ください。まず便所と便房の違いからですが、便所は建物とさせていただければ良いと思います。便房は男性でいうと大、女性でいう個室という、中の構造を指すということになっております。資料4ページの、対象の多機能便所又は便房の設置数は1以上と書いてあります。これは、高齢者等が円滑に利用できるよう手すりのついた単独の便所が1個あるか、又は手すりの付いた便房が1個あるかという意味で、結論からいうと両方とも手すりがあるということで、便所にも手すりが付いているということが正式な回答になりますので補足させていただきます。

(委員)

便所の項目に手すり等の設置はないですが、便所にも手すりが付いている。

(事務局)

この便所というのは、この便房が入っている便所です。

(委員)

男性の便房だから、そこに手すりがあれば良いと。

(事務局)

非常にわかりにくいですが、便所便房というのは一連の、まず便所という箱があって、その中に手すりの付いた便房が入っていますよというような形です。

(委員)

そういうことですか。わかりました。

(委員)

それでは、本日本日予定されていた議題はすべて終了ということになりましたので、審査会を終わりたいと思います。ありがとうございました。